

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 28 日

各事務所長 殿
各管理所長 殿

企画部 技術管理課長

週休 2 日に取り組む工事における週休 2 日取得の
達成状況確認方法の運用（案）の改定について

「令和 6 年度「週休 2 日に取り組む工事」実施要領（案）改訂について（通知）」
（令和 6 年 3 月 28 日付け事務連絡）を通知したところですが、「週休 2 日取得の達成
状況確認方法の運用（案）」を別紙のとおり改定したので送付します。

また、本事務連絡は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始する工事に適用す
るものとします。

なお、「週休 2 日に取り組む工事における週休 2 日取得の達成状況確認方法の運用
（案）の改定について」（令和 4 年 4 月 22 日付け事務連絡）は、令和 6 年 3 月 31 日
をもって廃止します。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに入札手続きを開始した工事
の取扱いについては、旧事務連絡に基づくものとします。

担当：技術管理課 基準第一係

週休 2 日に取り組む工事における 週休 2 日取得の達成状況確認方法の運用（案）

1. 令和 6 年度からの週休 2 日の概要

1-1 発注方針

原則全ての工事において「完全週休 2 日（土日）工事」で発注することとする。

なお、維持工事などで、土日祝日等の休日や昼夜を問わず 24 時間体制で作業が必要となる工事や、災害復旧工事・現場条件・供用までの制約があり、現場閉所が困難な工事は「月単位の週休 2 日交替制適用工事」で発注する。

※自然災害に対する復旧工事であって、早急な復旧が必要な工事等を除く。

1-2 補正方法

当初発注の段階では「完全週休 2 日（土日）工事」の補正（月単位の週休 2 日補正に準ずる）を乗じたうえで発注する。

現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）を達成しておらず、月単位の 4 週 8 休にも満たないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更する。通期の 4 週 8 休にも満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

「月単位の週休 2 日交替制適用工事」においても同様に、当初発注段階から「交替制による月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）」の補正を乗じたうえで発注する。

対象期間内に現場に従事した技能者及び技能労働者の休日率を確認後、交替制による月単位の週休 2 日（4 週 8 休）に満たないものは、交替制による通期の週休 2 日の補正係数に変更する。交替制による通期の週休 2 日（4 週 8 休）にも満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

2. 用語の定義

四角囲み：実施要領

○完全週休2日（土日）

- ・対象期間内の全ての土日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
ただし、契約後やむを得ず、月単位の4週8休へ変更する場合は監督職員と協議すること。

○月単位の4週8休

- ・対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものと見なす。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

○通期の4週8休

- ・対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

○交替制による月単位の週休2日

- ・対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。

○交替制による通期の週休2日

- ・対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら休日率28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。

【解説】

「完全週休2日（土日）工事」及び「月単位の4週8休」については別添1を参照。

○対象期間（完全週休2日（土日）工事）

- ・工事着手日から現場完了日迄の期間をいう。なお、年末年始6日間と夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責にとらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

○対象期間（月単位の週休2日交替制適用工事）

- ・工事着手日から現場完了日までの期間で技能者及び技能労働者の従事期間とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

【解説】

- ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営または起工測量等の準備工事）に着手した日をいう。
- ・工事完成日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。
- ・他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- ・工事着手日の前や工事完成日の後に行う現場事務所（工事施工範囲外）や会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、週休2日の対象期間外とする。

○現場閉所（完全週休2日（土日）工事）

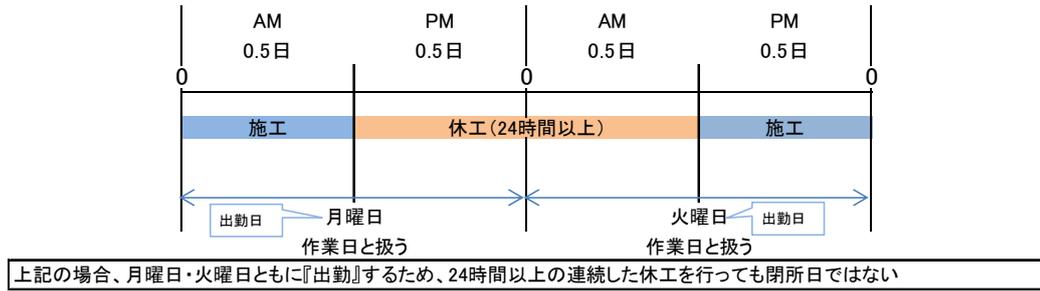
- ・現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【解説】

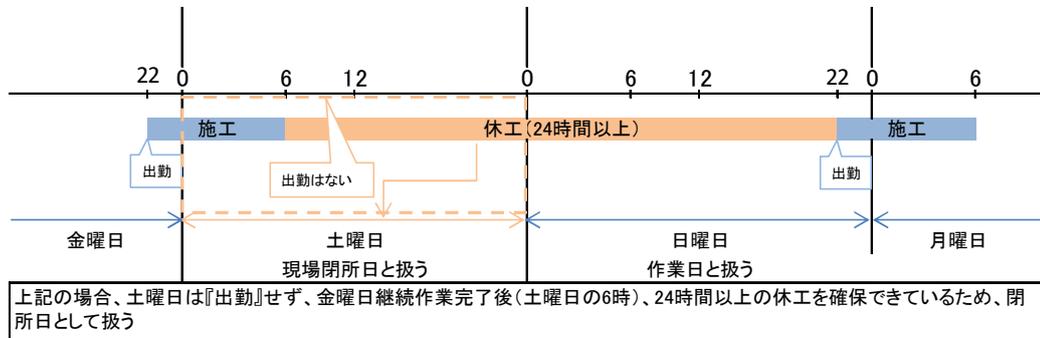
- ・現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態をいう。
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。
- ・地域貢献等として、工事施工箇所以外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等については、現場閉所と扱うものとする。
- ・現場状況から交通規制が必要となり交通誘導員を配置するものの、その他一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所と扱うものとする。
- ・現場閉所の目安については別添2を参考に適切に判断すること。

(半日、夜間の基本的な考え方)

- ・半日単位での現場閉所は認めないものとする。



- ・夜間作業において出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保出来れば、その曜日を現場閉所日とする。

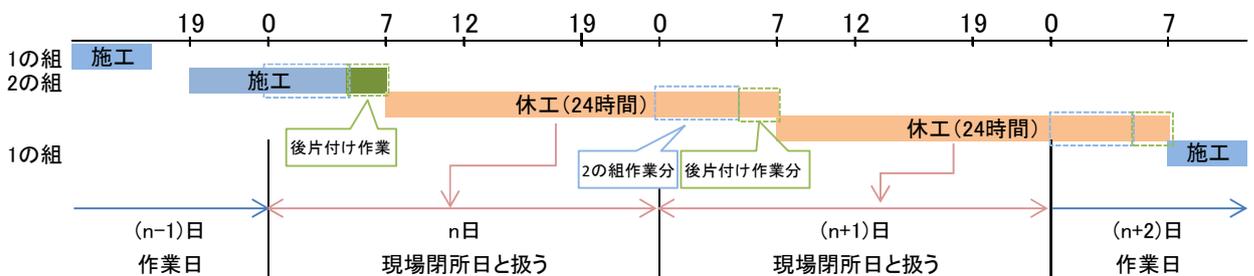


(その他の考え方)

- ・工事特性に応じて判断する事例として以下が挙げられる。

(1) トンネル工事

- 1) 休工日に行う通常施工における切羽変位計測 (自動計測や確認等) は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。
※切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合は対象期間としない。
- 2) 2方施工の2の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後24時間もしくは48時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



※なお、トンネル工事に限らず、2方施工の工事は、同様の扱いとする。

(2) ニューマチックケーソン工事

- 1) 沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

(3) 道路維持工事、作業等

- 1) 現場閉所日に緊急対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うこととする（発注者の指示によるため）。
- 2) 道路巡回のみを行いその他一切の工事を行わない日は、現場閉所日として取り扱うこととする。ただし、道路巡回員が各社の就業規則等に基づき週休2日相当の休日を確保していることを別途確認すること。

3. 週休2日の確認方法【完全週休2日（土日）工事】

3-1 受注者決定後の流れ（完全週休2日（土日）工事）

- ・発注者は受注者決定後速やかに「施工条件確認部会」を開催し、最新の施工条件（関係機関協議進捗状況・完了予定時期等）を受注者に説明するとともに、「クリティカル工程共有表（CCS）」に工程に影響を受ける期間等を記入し、受注者に提出する。
- ・また、やむを得ず現場閉所による完全週休2日（土日）の対象外とする期間を設定する場合は必要最小限とし、設定した期間等を「クリティカル工程共有表（CCS）」の「現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間」欄に記入し受注者に提出する（あらかじめ特記仕様書で明示している期間を記入。ただし、原則として記載しない）。
- ・受注者は、これを踏まえ、「クリティカル工程共有表（CCS）」を作成する。
- ・受注者は、「クリティカル工程共有表（CCS）」の「現場閉所」計画欄に現場閉所予定日を記入する。
- ・受注者は、「工程調整部会」において工事工程の現場閉所の考え方及び現場閉所日（計画）を設定し、完全週休2日（土日）取得の確認方法を受発注者で決定する。

※本官工事の場合に現場閉所は土日を原則とする。

※「施工条件確認部会」および「工程調整部会」は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。

3-2 具体的な設定とその確認（完全週休2日（土日）工事）

- ・発注者は、受注者が設定する現場閉所計画を以下の点に留意して確認する。
 - ①対象期間（工事着手予定日から現場完成予定日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間を除く）の土日を現場閉所日に設定しているか。
 - ②現場閉所の計画について疑義がある場合は、技術管理課基準第一係へ相談すること。
 - ③以上を踏まえ、受注者から提示された現場閉所の考え方及び現場閉所日、完全週休2日（土日）取得の確認方法について双方合意の上、決定する。

3-3 施工中の確認方法（完全週休2日（土日）工事）

- ・施工中に工事工程に変更が生じた場合や対象期間が変更となった場合は、工程調整部会に

て「クリティカル工程共有表（CCS）」を用いて、受発注者にて現場閉所予定を確認すること。

※工程調整部会は以下の開催を基本とする。

- ・工事契約後、施工前までに1回
- ・その後、必要に応じて開催可能

3-4 実施結果の確認（完全週休2日（土日）工事）

- ・受注者が工程調整部会資料として作成する「クリティカル工程共有表（CCS）」の「現場閉所」実施欄に現場閉所実施日を記入する。
- ・発注者は受発注者間で定めた確認方法にて、月1回程度を目安に現場閉所の達成状況を確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- ・工事完成までに、完全週休2日（土日）が確保されたか確認する。
- ・完全週休2日（土日）を達成しておらず月単位の4週8休にも満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更する。通期の4週8休にも満たないものは、補正分を減額変更するものとする。（複数年にまたがる工事も同様。）
- ・施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本とする。

達成方法の考え方

○完全週休2日（土日）

対象期間における全ての土日で現場閉所を実施。

詳細は別紙1参照。

○月単位の4週8休

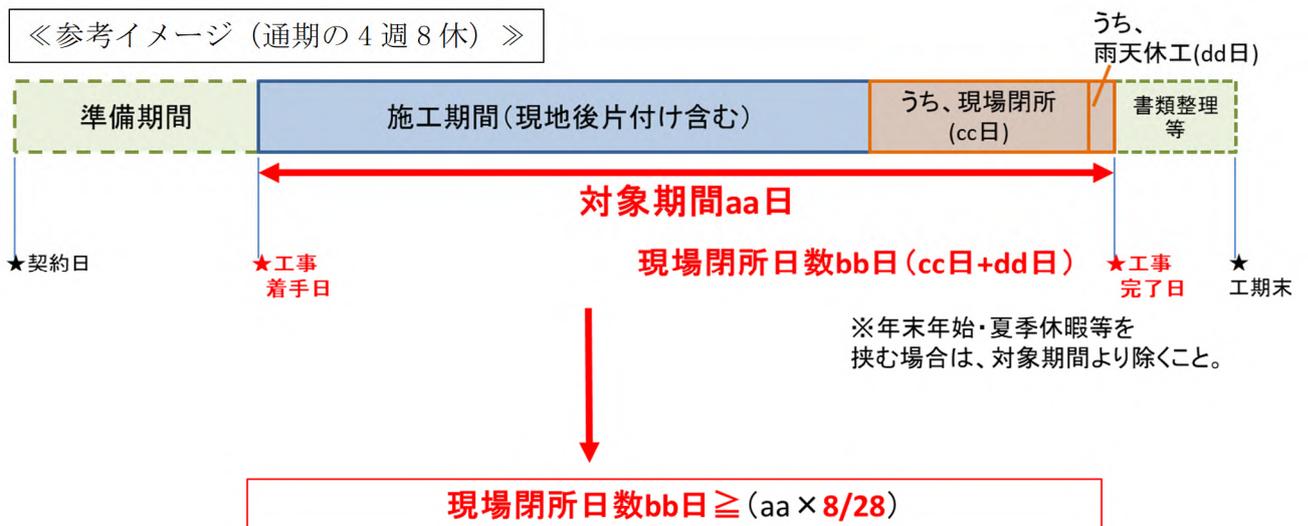
対象期間における各月で4週8休（28.5%）以上の現場閉所を実施。

詳細は別紙1参照。

○通期の4週8休

対象期間全体において4週8休（28.5%）以上の現場閉所を実施。

現場閉所実施日数 \geq 実施対象期間から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間 \times 8/28)



4. 週休2日の確認方法【月単位の週休2日交替制適用工事】

4-1 受注者決定後の流れ（月単位の週休2日交替制適用工事）

- ・発注者は受注者決定後速やかに「施工条件確認部会」を開催し、最新の施工条件（関係機関協議進捗状況・完了予定時期等）を受注者に説明する。
- ・受注者は、発注者から説明を受けた最新の施工条件（関係機関協議進捗状況・完了予定時期等）を踏まえ、工事工程表を作成し受注者に提出する。
- ・発注者は、「工程調整部会」において、施工体制台帳の元請け、下請けの技術者及び技能労働者を確認し、月単位の交替制による週休2日取得の確認方法を受発注者で決定する。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。

※「施工条件確認部会」および「工程調整部会」は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。

4-2 施工中の確認方法（月単位の週休2日交替制適用工事）

- ・施工中に工事工程に変更が生じた場合や対象期間が変更となった場合は、工程調整部会にて施工体制台帳の元請け、下請けの技術者及び技能労働者を確認すること。

※工程調整部会は以下の開催を基本とする。

- ・工事契約後、施工前までに1回
- ・その後、必要に応じて開催可能

4-3 技術者及び技能労働者の休日確保の確認方法（月単位の週休2日交替制適用工事）

【対象者】

- ・施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者及び技能労働者を対象。ただし、非常勤（臨時）で従事する者、一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。

【月単位の休日率の算出】

- ・ 休日率は、以下の算出式による。

$$\text{平均休日率 (\%)} = \frac{\text{1ヶ月の全ての技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計}}{\text{1ヶ月の全ての技術者・技能労働者数の合計}}$$

$$\text{休日日数の割合 (\%)} = \frac{\text{1ヶ月の技術者・技能労働者の休日日数}}{\text{1ヶ月の工期日数}}$$

- ・ 工期日数とは、工事着手日から工事完成日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間（1ヶ月毎）とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

また、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

- ・ 下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。
- ・ 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者間協議により対象期間について適宜設定するものとする。

(休日率の算出例)

○1ヶ月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	9	30.0%	28.7%
	■	30	8	26.7%	
B建工(一次下請)	○○	25	7	28.0%	
	□□	20	6	30.0%	
月ごとに実績を確認					4週8休以上

月ごとに休日率を確認

○2ヶ月目

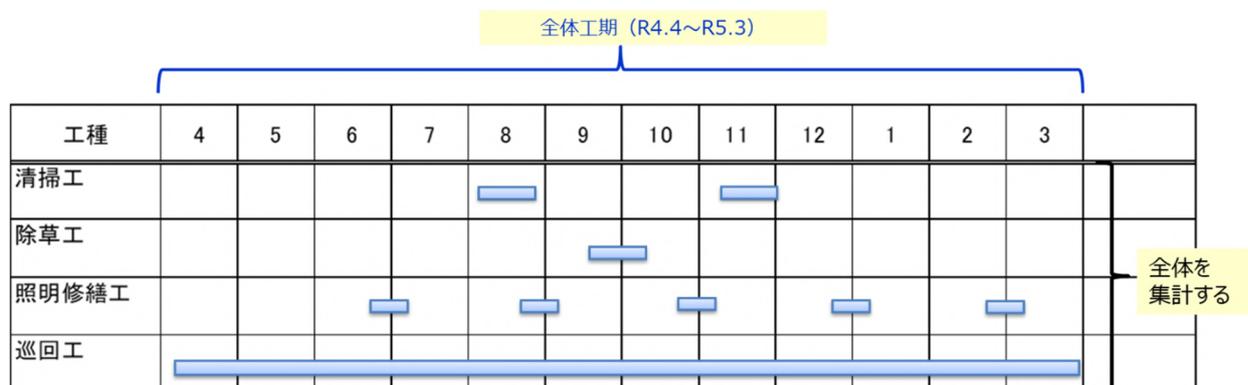
業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	8	26.7%	28.0%
B建工(一次下請)	○○	25	7	28.7%	
C電設(二次下請)	××	18	5	27.8%	
	△△	14	4	28.6%	
月ごとに実績を確認					4週8休×

月ごとに休日率を確認

【対象工種・確認対象期間】

- ・確認対象期間内の全工種、全ての技術者、技能労働者の各月平均の休日率で判断する。

(イメージ)



※算定は各月毎とする。

4-4 実施結果の確認 (月単位の週休2日交替制適用工事)

- ・発注者は受発注者間で定めた確認方法にて、月1回程度を目安に現場閉所の達成状況を確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- ・工事完成までに、交替制による月単位の週休2日(4週8休相当)の休日率が確保されたか確認する。
- ・対象期間内に現場に従事した技能者及び技能労働者の休日率を確認後、交替制による月単位の週休2日(4週8休)に満たないものは、交替制による通期の週休2日の補正係数に変更する。交替制による通期の週休2日(4週8休)にも満たないものは、補正分を減額変更するものとする。(複数年にまたがる工事も同様。)

【通期の休日率の算出】

- ・休日率は、以下の算出式による。

$$\text{休日率 (\%)} = \text{技術者・技能労働者の平均休日日数} \div \text{対象期間}$$
- ・休日率は、全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合を平均化した数値とする。
- ・対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ・休日日数の割合は、対象者ごとの「当該工事における休日日数/工期日数※」により算出する。
 ※工期日数は、前述した対象期間と同様の扱いとする。なお、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。
- ・下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従

事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

- ・施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者間協議により対象期間について適宜設定するものとする。

(休日率の算出例)

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	300	90	30.0%	28.8%
	■	300	80	26.7%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	
	△△	80	23	28.8%	
工事完成時に実績を確認					4週8休以上

工事完成時に休日率を確認
(対象期間全体の達成状況により補正を決定する)

— 以上 —

「完全週休2日(土日)を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「完全週休2日(土日)を達成した工事」 → 対象期間内の全ての土日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「完全週休2日(土日)を達成した工事」

※本官工事の場合

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

全ての
土日で現場
閉所を実施
している

「完全週休2日(土日)を達成していない工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

完全週休2日(土日)で現場閉所を実施できていない週がある(月単位の週休2日は達成)

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」
→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%(9日/31日)

「月単位で週休2日を達成していない工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%(7日/31日)

32.2%
(29日/90日)

30.0%
(27日/90日)
※工期全体では達成している

なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

(例1)

黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.8%(8日/31日)

→現場閉所8日≥土日計8日

→月単位で4週8休を達成

(例2)

■:期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.0%(3日/12日)

→現場閉所3日≥土日計2日

→月単位で4週8休を達成

(例3)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

現場閉所の目安について

積み上げ積算を行っているものは、現地作業ととらえ、現場閉所とは考えないことを原則とするが、工事の特性等から現場閉所と扱える場合もあるため、必要に応じて、技術管理課基準第一係に相談すること。
 なお、率計上分に関しては、下記を参照し、適切に考慮するものとする。(土木工事標準積算基準書-間接工事費より抜粋)

		現地作業	現場閉所	
積み上げ積算に関する作業		○		
率計上分	運搬費	建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
	準備費	準備及び後片付けに要する費用	○	
		調査、測量、丁張等に要する費用	○	
		準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	○	
	安全費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用		○
		不稼働日の保安要員等の費用		○
		安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料	○	
	技術管理費	品質管理基準に記載されている試験項目(必須・その他)に要する費用	現地試験 ○	室内試験 ○
		出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用	測量 ○	現場外 ○
		工程管理のための資料の作成等に要する費用		現場外 ○
		完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用		現場外 ○
		建設材料の品質記録保存に要する費用		現場外 ○
		コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用	○	
		微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用	○	
		PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用	○	
		トンネル工(NATM)の計測Aに要する費用 ※計測Bについては積み上げとなるが、実施する場合は別途、技術管理課に相談すること。		○
		塗装塗膜厚施工管理に要する費用	○	
		溶接工の品質管理のための試験等に要する費用	○	
		建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用		現場外 ○
営繕費		現場事務所、試験室等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○
	労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○	
	倉庫及び材料保管場の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○	

※現場外とは、工事現場及び現場事務所以外を指す。